

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
利根川上流総合管理所長 本田 毅
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 旧赤榛寮外残置物収集廃棄業務(オープンカウンター方式)
- 2 業 務 場 所 群馬県前橋市古市町386番地 旧赤榛寮及び群馬用水管理所
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日から令和8年12月18日まで
- 4 内 容 等 別添 仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加条件

①水資源機構の「一般競争(指名競争)参加資格(物品製造等)」において、業種:「その他(役務の提供)」、営業品目:「廃棄物処理」の項目で登録しており、群馬県に本店又は支店があるもの。

②見積提出期限の時点で、本業務に係る産業廃棄物の搬出、収集運搬及び処分を適法に行うため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」その他関係法令に基づき必要となる許可を有する者又は当該許可を有する者により適法に履行できる体制を有する者であること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の提出以前に、別紙の「交付受領書」を提出してください。
見積書の様式は任意としますが、上記見積参加条件を確認できる許可証の写し(本業務に係る産業廃棄物の収集運搬、処分を行う予定の者に係るもの)及び履行体制を示す資料を提出してください。見積書は、見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りです。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 メール又はFAXによる。(※電子メール及びFAX番号は、4)に記載されたアドレス及び番号)
なお、メール又はFAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令和8年9月1日 12:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 利根川上流総合管理所 契約担当
FAX 0278-22-7565 電子メール nyukei.tonejou@water.go.jp
 - 5)質問書提出期限 令和8年8月27日 12:00 まで
 - 6)見積日時 見積提出期限後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めません。
 - 7)見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年9月1日17:00までとします。
 - 8)そ の 他

①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積を辞退する場合であっても、見積辞退届の提出は必要ありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 6 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。